

精神医療提供事業

精神科救急医療体制整備事業

1 趣 旨

精神科救急情報センターを設置することにより、当事者・家族、警察・消防関係者等からの精神科医療相談に24時間対応可能となり、症例に応じた適切な受療行動につなげ、精神障がい者の疾患の重篤化を軽減します。

2 事業の概要

(1) 精神科救急情報センター事業

精神科救急情報センターを各保健所及び県立こころの医療センターに設置し、精神医療相談等に24時間対応するための体制を整備します。

ア 精神科救急に関する住民からの相談、医療機関、警察・消防からの照会等への対応

イ 精神保健指定医、応急入院指定病院等への連絡調整

ウ 精神障がい者又はその家族等からの精神医療相談への対応

(2) 精神科救急医療施設事業

精神科救急医療施設において、休日又は夜間における緊急受診者に対する診療応需の体制を確保します。

3 平成26年度予算額

66,042千円

(担当課 障がい福祉課)